

【増額及び減額について】

第一種

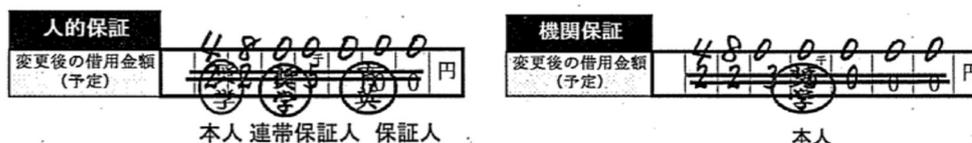
- ・学部生 自宅（2万、3万、4万5千円※）・自宅外（2万、3万、4万、5万1千円※）より選択
 ※最高月額（4万5千円、5万1千円）を希望する場合は、スカラネットパーソナルから最高月額の対象者かどうか確認してください。
 ※通学形態を変更する者のみ、自宅外の実状を確認できるものの提出が必要です（賃貸契約書など）
- ・修士課程（修士相当含む）・専門職学位課程 5万、8万8千円より選択
- ・博士（後期）課程（博士後期相当含む） 8万、12万2千円より選択

第二種

- ・学部 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12万円より選択
- ・大学院 5、8、10、13、15万円より選択

《注意》

- 人的保証の場合、連帯保証人・保証人それぞれの署名と実印での押印、印鑑登録証明書の添付が必要です。
- 増額の場合、変更後の借入金額の記入が必要ですが、必ず鉛筆で記入して下さい（裏面の計算方法に必要な事項を記入し、「月額変更願」に添付のこと）。誤ってボールペンで記入し、間違えた場合は下記の通り訂正して下さい。



- 月額変更希望月の前月初めまでに月額変更願（届）を提出すると、翌月に振込反映されます。締切期日は、ホームページにて確認して下さい。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogaku/nihon.htm#idoh>
 なお、希望月を当年度内とする変更願（届）の提出期限は、当年度満期予定者においては1月初め、その他の者においては2月初めです。
- 書類受理後に不備が判明した場合、月額変更の希望月が遅れる可能性があります。
- 減額の場合、変更希望月が振込反映月より遡る減額は、すでに振込超過となっているため、振込超過分と変更後の月額とを相殺します（端数がある場合は、反映月に振込ます）。したがって精算額によっては、振込のない月が生じる場合があります。

（例）6月初めに手続き（7月反映）をして、希望月を4月とした場合。

現在の貸与額：8万円→希望変更額：5万円 減額希望月：4月 減額反映月：7月

- ・ 6月までの時点で既に24万円が振込済み。
 $8万円 \times 3ヶ月(4\sim6月) = 24万円$
- ・ 4月から減額希望のため、4月から月額5万円貸与とした場合、5ヶ月で相殺することになる。
 $24万円 \div 5万円 = 4.8$ （5ヶ月で相殺）
- ・ 振込済み24万円 - （希望変更額5万円 \times 5ヶ月（4~8月）） = -1万円
- ・ 端数である1万円を7月に振込、8月は振込なし。9月から月額5万円振込となる。

端数1万円

振込済み24万円（4~6月）				
4月	5月	6月		
4月	5月	6月	7月	8月
25万円				

なお、減額は年度内精算が可能な範囲に限ります（減額始期を遡る場合は、裏面の計算方法に必要な事項を記入し、「月額変更願」に添付のこと）。できなかった場合の不利益は自己責任となります。

- 機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更します。
- 返還誓約書を未提出の場合は、月額変更願（届）を受理しません。
 なお、返還誓約書と月額変更願（届）をあわせて提出することは可能です。（月額変更願（届）については、奨学掛の受取日が提出日となります）

書類に不備があった場合に備え、提出時には必ず押印した印鑑を持参して来て下さい。（※スタンプ印不可）

該当者は、必要事項記入のうえ、「月額変更願」に添付のこと。

【増額希望者】 ～変更後の借用金額（総額）の計算方法～

※一貫制博士課程に在学する者は、修士課程相当（1,2年次）は修士課程相当分のみの借用金額を計算し、博士後期課程相当（3～5年次）は修士課程相当を含む5年分を計算して下さい。

変更前の 貸与額	年月	～	年月	} 〇ヶ月	×	〇円	=	〇円
	貸与始期		変更前の最終振込月					
複数の月額がある場合								
変更前の 貸与額	年月	～	年月	} 〇ヶ月	×	〇円	=	〇円
	貸与始期		変更前の最終振込月					
								〇円
								変更前の貸与額合計 (複数の月額がある場合)

+

変更後の 貸与額	年月	～	年月	} 〇ヶ月	×	〇円	=	〇円
	増額始期月		貸与終期					

+

(第二種の増額希望者のみ) 入学時特別増額奨学金	〇円
-----------------------------	----

||

貸与総額	〇円
------	----

【減額始期遡及希望者】 ～年度内精算が可能かどうかの計算方法～

減額後の今年度内振込予定額で、差額分（振込超過分）が相殺されるかがポイント！

A：要精算額	B：(減額後)今年度内の振込予定額
月額差額 (変更前の月額－変更後の月額)	変更後の月額
今年度4月から反映月前月までの月数	反映月から今年度末(3月)までの月数
〇円 × 〇ヶ月	〇円 × 〇ヶ月
= 〇円	= 〇円

年度内精算 OK!

※年度内精算が可能な減額始期の求め方

(例) 月額変更願 (減額8万円→3万円) を反映月10月となる日に提出した場合

- ・月額差額：5万円
- ・減額後の今年度内振込予定額：3万円×6ヶ月(10月-3月) = 18万円

今年度内振込予定額で月額差額を精算するための遡及可能月数：18万円 / 5万円 = 3.6ヶ月

→3.6ヶ月以内であれば遡及可能であるため、減額始期は反映月である10月の前3ヶ月(7月)以降となる。